

学則施行細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この施行細則は、学則第36条に基づき、本校の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 評価基準

(学期)

第2条 本校は前期、後期制とする。

(成績評価)

第3条 教育課程記載上の科目については、すべて評価を行う。評価は成績表および成績証明書へ記載する。

(科目評価)

第4条 科目の評価は、定期試験60%、毎回授業の小テスト等40%の配分を総合し評価し、AからFの6段階で評価を行う。

2 6段階評価の評点をGPAポイントは下記の通りとする。

評価	内容	評点	GPA ポイント
A	合格	100～90点	4.0
B		89～80点	3.0
C		79～70点	2.0
D		69～60点	1.0
E	不合格	出席不良	0
F		59点以下	0

3 6段階評価の対象外科目に関しては、GPAポイントの対象外とし、評価は下記の通りとする。

評価	内容	評点	GPA ポイント
S	合格	認定	—
U	不合格	認定せず	—
E	不合格	出席不良	—
TC	他校で履修した単位の認定		—

(卒業・進級基準)

第13条 当該年次開講科目の全科目について A～DまでおよびSの評価を得た者は、進級となる。

2 卒業時まで全科目を履修し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。

3 不合格科目(F・E・U評価)が1科目でもある者は進級または卒業をすることができない。

4 前2項に定める進級、卒業の審査は学則第21条に定める卒業進級判定会議において行う。

この会議の参加者は学校長、事務局長、教務部長、学部長並びに担任等学校長が指名した者とする。

GPA(Grade Point Average)制度による評価規定

GPA 制度とは欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレート・ポイント(以下「GP」という。)に置きかえた平均を数値により表すものです。この規定は、学則第10条第5項(修了の認定、学習の評価)並びに学則施行細則第4条(科目評価)、第38条(付則)を受け、GPAによる評価方法を規定します。

(GPA 制度導入の目的)

第1条 GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的とする。

(GPA の算出方法)

第1条 学則施行細則第4条第2項に定める評価に対するGPのポイントと、GPAを算出する計算式は以下のとおりとする。

実点数範囲	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下 または出席不良
成績評価	A	B	C	D	EまたはF
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

【GPAを算出する計算式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{(該当授業科目の単位数} \times \text{各授業科目で得たGP)の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

(GPAの算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入するものとする。)

(GPA算出の対象科目)

第3条 GPA算出の対象科目は、教育課程のうち学則施行細則第4条第2項に定める試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPAの計算から除くものとする。

(1)入学前に他の専門学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目(科目履修生として履修した授業科目を含む。)

(2)本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目、または海外の職業学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目。

(3)学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目。

(4)学則施行細則第4条第3項に定める6段階評価の対象外のGPAポイント対象外科目。

(付則)

第4条 この規定は2019年4月1日より施行する。